五稜会病院精神科医療教育動画（GMCPLM0001）

この動画は、馴染みの少ない精神科医療ついて、わかりやすく説明し、
少しでも、精神科への偏見を取り除くことを目的として作成したものです。

令和5年4月
改正精神保健福祉法施行

虐待防止について

こころと身体のクリニック
医療法人社団
五稜会病院

理事長・院長　　中島公博

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1．障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。

② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。

③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。

③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害ＤＢ、難病ＤＢ及び小慢ＤＢについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6．その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。 等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第２項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日（ただし、２①及び５の一部は公布後３年以内の政令で定める日、３②の一部、５の一部及び６②は令和５年４月１日、４①及び②の一部は令和５年10月１日）

３－③　精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

○　精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。

○　職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

見直し内容

○　精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。

①　精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける**。

②　**精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける**（※）。
　あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する**。

③　**都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。

④　**国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

通報の仕組み

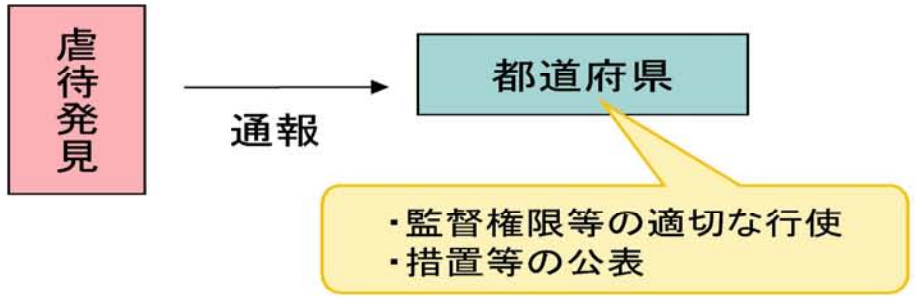

※　障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
　虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい組織風土の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。

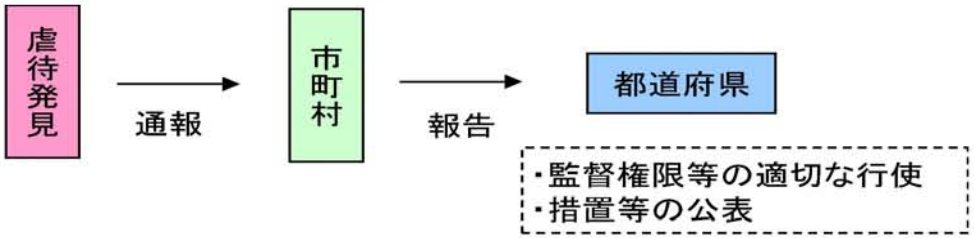

五稜会病院における
虐待防止の取組

- 職員の意識付け
  - 虐待防止・対応マニュアル（令和2年12月策定）
  - 虐待防止のための職員行動指針
  - 虐待防止チェックリスト（年2回、全職員）
  - 倫理研修（年1回、全職員）
  - 臨床倫理カンファレンス（月1回、各部署）
- 法律の正しい理解を促す教育研修
  - 精神保健福祉法（年1回、全職員）

精神保健福祉法による
都道府県への通報の義務

厚生労働省　障害者総合推進事業

演者は２つの研究の構成員

令和2年度（42番）　一般財団法人日本総合研究所

●障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の
間接的防止措置に関する研究

■ 五稜会病院での虐待の取組

令和3年度（28番）　PwCコンサルティング合同会社

●障害者虐待防止の効果的な体制整備及び
精神科医療機関等における虐待防止のための
啓発資料の作成と普及に関する研究

■ 好事例として五稜会病院での虐待防止取組

虐待防止のための啓発資料

令和3年度障害者総合福祉推進事業
「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における
虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」

院内医療従事者向け研修資料

より良い精神科医療の提供に向けて
～患者さんへの暴力等の防止の観点から～

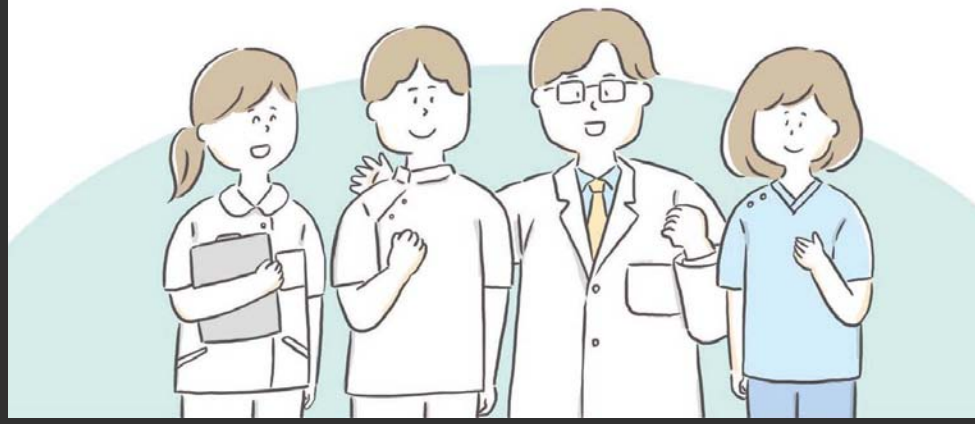

	スライド	解説
1	目次 1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう 2. 不適切な接し方がエスカレートすると･･･ 3. 虐待の類型とその定義 4. 虐待が疑われる事案とその原因 5. 自身のスキルを高めるためには 6. 職場環境はどうでしょうか？ 7. 最後に･･･ 参考資料 ①障害者の権利 ②障害者虐待の現状 ③関連団体における研修・ツール ④虐待防止のための啓発資料（ポスター）	● 研修の流れを紹介します。 ● 研修全体の時間としては、1･5･6章で演習の時間を取らない場合、60分程度の見込みで作成されています。 ● 全体の研修時間や演習時間等は、細かく設定していないため、各病院の判断で実施してください。
2	本研修のゴール 1 一人一人が虐待について理解を深め、自身の行動を振り返り、適切な治療関係を築けるようになること 2 虐待防止のための職場環境について考えること	● 研修の中身に入る前に、本研修のゴールを参加者と確認します。 ● 現場の最前線で働いている職員に対しては、日々の行動を振り返ってもらうこと、管理職には虐待防止のための職場環境についても考えてもらえる機会になるようにします。

スライドを説明するための解説書がついています。

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

以下の権利擁護や虐待防止等に係るチェックリストを活用し、まずは、自身の行動を振り返ってみましょう。

No	質問	回答
1	患者さんに対して、暴力をふるうことがある	はい/いいえ
2	医師の指示なしに、患者さんを病室等に施錠することがある	はい/いいえ
3	患者さんに対する他の職員の暴力・暴言や無視等を確認した場合に管理者に報告していないことがある	はい/いいえ
4	障害により克服困難なことを、患者さんと一緒に乗り越える努力をしないことがある	はい/いいえ
5	患者さんの言葉や歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲笑することがある	はい/いいえ
6	患者さんを呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接し方をすることがある	はい/いいえ
7	職務上知り得た患者さんの個人の情報や写真、動画などを他に漏らすことがある	はい/いいえ
8	郵便物等の開封・所持品の確認が必要な場合でも、患者さんと一緒に確認しないことがある	はい/いいえ
9	患者さんの病室、寝室に入る時は声かけ等を行わず、了承を得ないことがある	はい/いいえ
10	患者さんや家族の訴えに対して真摯に対応しなかったり、患者さんや家族と話す時に、威圧的な態度を取り命令口調で話してしまったりすることがある	はい/いいえ
11	十分にトイレで対応できる患者さんでもオムツ対応をする等、患者さんの持っている能力を活用しないことがある	はい/いいえ
12	患者さんに対しての言動に注意せず、セクシャルハラスメントになるようなことをすることがある	はい/いいえ
13	院内で行う諸活動について強制し、患者さんの自主性を尊重しないことがある	はい/いいえ
14	患者さんのペースを尊重せずに食事を介助しないことがある	はい/いいえ
15	任意入院中の自由な面会、外出、通信を医師の指示なしに制限を行うことがある	はい/いいえ

（和歌山県が精神科病院向けに作成した人権意識振り返りチェックシート、医療法人社団五稜会が活用しているチェックシートを参考に作成しました。）

啓発資料スライドの一部です。
参加者にも考えてもらえるようにすることが大事です。

虐待防止・対応マニュアル

虐待行為発生！

【被害者】

・他の職員や管理者に相談
・虐待相談窓口に通報
・意見箱に被害を投書

【発見者・被相談者】

・上司に通報
・虐待相談窓口に通報
・意見箱に発見した虐待行為を投書

虐待相談窓口（院長・看護部長・事務長）

・被害者、虐待者に事実関係の確認

医療安全管理委員会

・事案の検証
・再発防止策の検討と実施

病院運営会議

・虐待者への処分の最終決定と実施

五稜会病院

虐待防止・対応マニュアル

【定義】

・障害者　：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。（障害者基本法第2条の1）
＊障害者手帳を取得していない者及び 18 歳未満の者も含まれます。

・障害者虐待　：この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。（ 障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）第2条の2）

暴力行為は衝動的なものから計画的なものまでさまざまであり、精神科領域のみならず医療分野全体の大きな医療安全問題となっている。衝動的なものから加害者が意図していない暴力まで範囲広いため、予測し行動し未然に防ぐことは大変困難である。

しかし五稜会病院では、暴力のリスクに対し早期に予測し予防的に対応、万が一暴力行為があった後も加害者、被害者を含めフォローしていくために、包括的暴力防止プログラム（CVPPP）を導入し、暴力行為の予防と対応をしている。また、暴力リスクを判定するものとし、HCR-２０を基に暴力リスクアセスメントツールを作成し導入している。

【虐待の具体例】

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為 【具体的な例】平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・柱や椅子やベッドに縛り付ける・治療上必要性のない投薬によって動きを抑制したり、管理の都合等で睡眠薬を服用させたり隔離、身体拘束したりする等。
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある。） 【具体的な例】性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前で猥褻な言葉を発する、又は会話する・猥褻な映像を見せる。
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する。
放棄・放置（ネグレクト）	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な医療、福祉サービスや教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても治療しない・必要な福祉サービスを受けさせない・他者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。 【具体的な例】年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

『 虐待防止のための職員行動指針 』

以下のような行為は、虐待です。不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも利用者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

・殴る、蹴る、必要性のない行動の抑制。

・熱湯を飲ませる、食べられない物を食べさせる。

・戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、ヒモ等で縛る。

○性的虐待

・性的行為の強要。

・性的雑誌やビデオを見るように強いる。

○心理的虐待

虐待防止のための職員行動指針

・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。

・食事を与えない、汚れた衣服を取り替えない。

・周囲が汚れていても掃除をしない。

○経済的虐待

・預り金を勝手に使う。

・利用者・患者の私物を勝手に使う、処分する。

○その他

・躾や指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

・自分がされて嫌なことはしないことです。

・常に、相手の立場に立って、適切な支援を心掛けましょう。

令和 2 年 12 月 8 日　　医療法人社団　五稜会病院

虐待防止チェックリスト　職員用

年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　患者への体罰など	よくある	時々ある	たまにある	ない
①患者に対して殴る，蹴る，その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②患者に対して，違法な身体拘束等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③患者に対して，食事を抜くなどの罰を与えたことがある。				
④患者に対して，強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えたことがある。				
⑤患者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2　患者への差別	よくある	時々ある	たまにある	ない
①患者を子ども扱いするなど，年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②患者の障害程度，状態，能力，性，年齢等で差別したことがある。				
③患者の行為を嘲笑したり，興味本位で接したことがある。				
3　患者に対するプライバシーの侵害	よくある	時々ある	たまにある	ない
①職務上知り得た患者個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②[illegible] ある[illegible]				
③([illegible] る。				
④(女性職員が)男性患者の入浴，衣服の着脱，排せつ等の介助をしたことがある。				
⑤患者本人や家族の了解を得ずに，本人の写真や製作した作品を展示したことがある。				
4　患者の人格無視	よくある	時々ある	たまにある	ない
①患者を呼び捨てやあだ名，子どものような呼称で呼んだことがある。				
②患者に対して，威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③患者の訴えに対して，無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④患者を長時間待たせたり，放置したりしたことがある。				
⑤医師の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
5　患者への強要制限	よくある	時々ある	たまにある	ない
①患者に対して，わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②患者の作業活動に対して，いたずらにノルマを課したことがある。				
③患者に嫌悪感を抱かせるような作業・訓練などを強要したことがある。				
④不当に電話や手紙など連絡を制限したことがある。				
⑤帰省，面会，外出を一方的に制限したことがある。				

虐待防止チェックリスト

医療機関において「虐待防止措置」の義務を果たすために必要なこと

虐待防止マニュアルの整備

- 「虐待防止責任者」及び「虐待相談窓口」の設置
- 虐待防止のための計画づくり等
  - 精神保健福祉法研修・倫理研修
- 虐待防止のチェックリスト
- 職員への周知徹底
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討

人に対する思いやり・優しさ
患者さんへの愛、所属病院への愛情